

「子どもとともに！」

- 子供の家子育て支援規準 -

社会福祉法人神戸婦人同情会

子 供 の 家

平成12年6月1日制定

「子どもとともに！」

- 子供の家 子育て支援規準 -

制定にあたって

目 的

兵庫県児童養護連絡協議会の制定した子育て支援規準「今、こどもたちと」に準拠し、また子供の家サービス評価基準に規定する内容のうち、特に子どもの処遇向上を中心的課題として全職員の処遇指針ととして制定する。

協議会規準との関係

本規準は、兵庫県児童養護連絡協議会と子供の家が締結した協議会規準にかかる協定に対して責任を負う。

この規準は協議会規準に謳われた内容をさらに具体化したもので子供の家での処遇指針の基幹とするものである。

サービス評価基準との関係

子供の家が制定したサービス評価基準は第三者評価が前提であり、その趣旨に鑑みて存続するが、極力内容の簡素化に努め、本規準との整合性を図るものとする。

ホームページの開設

子どもの処遇に関する情報の発信・収集及び苦情の受け付け等を目的に、ホームページを開設する。

「子どもとともに」 - 私たちの子育ての理念 -

1 私たちは、子どもたちの権利を保障します。

- 子どもたちの心を正しく理解し、心を育む生活の場を整えます。
- いかなる暴力からも子どもたちを保護し、すべての子どもたちの権利を尊重します。

2 私たちは、子どもたちの成長・発達を支援します。

- 一人ひとりの子どもの個性や能力が十分に伸びるように支援します。
- 基本的な生活習慣や道徳観を身につけ、年齢にふさわしい正義感や責任感を持つ子どもに育つように支援します。
- 集団生活における様々な年齢の友だちや大人との交流を通じ、「自ら育つ喜び、共に育ちあう楽しみ」を経験できる環境づくりに取り組みます。

3 私たちは、子どもたちの自立を支援します。

- 子どもたちの発達年齢に応じた学力や生活技術の習得を支援します。
- 子どもたちの能力や希望を尊重した進路選択を支援します。
- すべての子どもたちが自分を大切にし、生きがいを実感できるよう支援します。

4 私たちは、家庭や地域の子育てを支援します。

- 保護者の子どもへの思いを大切に受けとめ、協力して子育てを行います。
- 子育ての知恵や知識を地域の人々と共有し、よりよい子育てのあり方を考えます。
- 施設の子育てにかかる機能や設備等を地域に提供します。

5 私たちは、施設の運営等についての情報を公開します。

- 子どもや職員等のプライバシーや秘密の守秘義務に触れないことについては、運営に関する情報について、公開することを原則とします。
- これらの実現のために、ホームページを開設し広く情報の発信に努めるとともに機関紙の内容充実を図り地域への情報提供を積極的に行います。
- 地域住民等から寄せられる意見や苦情については誠実に対応します。

「子どもとともに！」 - 子育て支援規準 -

子どもたちの権利の保障

1 子どもたちの権利擁護を基調にした処遇を行う。

- 体罰や、プライバシーの侵害、その他の人権侵害に当たる行為を禁止する。
 - ア 言葉による不適切なかかわりも行わないよう励行する。
 - イ これらの禁止行為の励行状態を定期的にチェックする。
- 国籍、信条、社会的身分等による差別的な処遇を禁止する。
- 権利擁護に関する規則を施設管理規程等に明示する。
 - ア 処遇の実践内容の基本に「子どもの権利条約」の趣旨をおく。
 - イ 子どもの権利を擁護する目的で設置された「子どもの権利擁護委員会」の運営を職務分担に明確に位置づけるとともに、選任された委員は委員会の趣旨に従って具体的に対応しなければならない。
 - ウ 職員はこれらの権利擁護の決意を表明するために誓約書を提出し、重篤な違反行為があった場合は一定の手続きを経て処分の対象となることを承諾する。
- 子どもたちが施設生活において保障されている権利について、理解しやすい形で公示し、施設もしくは職員の子育ての姿勢を明らかにする。

2 子どもの意見を尊重した生活の場を確保する。

- 施設の処遇方針の基本姿勢として、管理的色彩、強制的なかかわりを廃絶することを掲げ、職員に周知する。
- 子どもの意見や要望を反映した育成・支援計画を作成し、実施する。
 - ア 子どもが意見や要望を表明し、それが聞き入れられ、あるいは検討される場として「子どもの権利擁護委員会」の活動目的の中に明確に位置づけをし、活動計画の作成と経過報告を行わなければならない。
 - イ 「サービス評価基準」に基づく第三者評価委員が子どもたちから直接意見を聞くシステムを積極的に活用し、意見聴取の機会を広げる。
 - ウ 子どもたちからの意見表明や要望が提出された場合には、職員間での検討を経

て、その採否、是非について速やかに回答しなければならない。

子どもたちの成長・発達の支援

3 子どもたちの発達に応じた責任や義務の意識を育む指導や教育を実施する。

- 権利行使と責任・義務が一体のものであることを、ふだんの生活を通して学べる指導を行う。

- 子どもたちが自らの権利主張のみに偏り過ぎた考えや生活感情を持たないように是々非々の助言・指導を行うことにより、バランスのとれた物の見方や判断力を体得できるようになかかわりを深める。

ア 個々の子どもの発達状態や年齢・学齢に即した柔軟な対応をすること。

イ 日常生活のリズムを大切にし、生活の場面に応じた対応能力を習得する教育を実施する。

ウ 集団生活を通して、規則を遵守することや、規律ある生活の大切さを学べるような指導を実施する。

エ スポーツやレクリエーション活動を通じてルールやペナルティーの意義を理解できるように指導する。

- これらを実現するために、具体的な処遇計画を立案するとともに、定期的な検討機会を以下のように設置し運用するとともにその内容を全職員に報告し徹底する。

ア 幼児の処遇に関しては、幼児ミーティングを毎月一度開催しなければならない。

イ 男児の処遇に関しては、男児ミーティングを毎月一度開催しなければならない。

ウ 女児の処遇に関しては、女児ミーティングを毎月一度開催しなければならない。

4 基本的な生活習慣、礼儀作法、公共心の習得等を支援する。

- 基本的な生活習慣や礼儀作法を習得することの大切さを、日常生活を通じて身につけられるよう指導する。

ア 日々の実践を通して、その都度個々の子どもの具体的な課題を検討し、各種のミーティング等において全職員に周知しなければならない。

イ 生活習慣や礼儀作法が発達にふさわしい内容で体得されているか定期的に確認し、特に遅れや課題のある子どもに対する具体的な対応を検討、実施しなければならない。

ウ 特に日々の生活における「あいさつ」や最低限の身辺片づけ等の社会生活適応力の涵養をめざした処遇を行う。

▪ 子どもたちの公共心の習得について、次の点に留意して指導・助言を行う。

ア 公共施設や物を大切にすることを、日常生活を通じて身につけられるよう指導する。外出等の機会に臨機の指導を行うために、職員の意識強化を徹底する。

イ 自然環境を大切にすることや環境破壊についての知識・関心を深める取り組みを促進する。こうしたことを実践するための具体的なプログラムを立案する。

ウ 「子どもエコクラブ」への参加等を積極的に推進する。

エ 子ども用の掲示板を利用して環境保全等について啓発活動を推進する。

▪ これらの習得に関して、保護者、学校等の教育機関、子どもセンター等との連携を密にして、より効果的な指導や助言を行う。

5 生活の資質向上を図るための環境整備を行う。

▪ 衣・食・住における環境を整え、子どもたちの要望を適切に充足させる配慮と工夫をする。

ア 具体的な検討項目については「サービス評価基準」に掲げる。

▪ 生活の資質を向上させるための計画立案と実施に関する検討機会を確立する。

ア 「サービス評価基準」に基づいて設置された「ＱＯＬ推進委員会」で具体的な活動計画を立案し実行する。

6 子どもたちの健全な成長を支えるのにふさわしい食事を提供する。

▪ 子どもたちの健康の増進や栄養の改善を図る献立内容とする。

▪ 子どもたちの嗜好調査の実施検討を通じて、その嗜好を取り入れ、変化を持たせた工夫をする。

▪ 食事や調理に伴う安全衛生や食品の衛生について、常に危険管理の意識を持って行

うため、定期点検や指導を行う。

- 食材の調達、検食、残食調査等、給食に関連する業務を適切に行う。
- 好ましい食事習慣やマナーが習得できるように指導や助言を行う。
- 社会的自立に向けて好ましい食生活が体得できるように、栄養指導や調理技術の指導を行う。
- これらの具体的な検討を目的として設置された給食委員会で企画立案し実行する。

ア 給食委員会は給食担当職員全員と処遇職員の代表及び施設長で構成する。

イ 給食委員会は毎月一度定例会議を開催し、その内容を全職員に報告する。

7 心身の健康の保持増進を図るよう、保健管理及び指導体制を整える。

- 個々の子どもの健康についての的確な状況把握を行い、早期発見、早期治療を適切に行う。
- 身体や衣服の清潔に努め、季節や環境に応じた対応ができるように指導を行う。
- 健康維持と病気予防の習慣を身につけるよう育成指導を行う。
- 職員の意識向上と知識を広げるために計画的に研修会を開催する。
- QOL推進委員会の担当事項とし、計画の立案及び推進の母体とする。

8 性について適切な知識や関心を持ち、健康な生活を過ごせるよう、教育的、組織的な指導体制を整える。

- 自分の体と心の変化について関心を持ち適切に対処できる指導を行う。
- 性にかかわる差別や偏見を無くすための正しい情報の提供や、指導の機会を整える。
- 教育機関や保健所等との連携を深め、協力体制の確立に努める。
- 性教育に関する職員の知識の増強や研修実施の促進に努める。
- これらの具体的活動は、その対象内容に応じて次の各委員会が推進母体となり企画立案する。

ア 性教育推進委員会

イ 自立推進委員会

ウ QOL推進委員会

9 豊かな感性や創造性を育むための機会提供を積極的に行う。

- スポーツやレクリエーションの提供及び参加を積極的に行う。
- 文化的な催し物への参加や体験の機会を設けるよう具体的な計画を立案し、実施する。
- これらの具体的活動は、その対象内容に応じて次の各委員会が推進母体となり企画立案する。

ア 行事委員会

イ 自立推進委員会

ウ QOL推進委員会

10 安心して生活ができるよう、危機管理を徹底し安全管理・危険防止に努める。

- 子どもたちへの安全教育や危険予防の教育・指導を積極的実施する。
- 安全管理・危険予防を推進するための組織を作り具体的に対応する。
- 安全管理や危険予防のために関係機関や行政との連絡を密に行う。
- これらの活動を目的とした担当者等を選任し、推進する。

ア 職務分担事項に掲げて担当職員を選任する。

イ 安全管理、危険予防の点検項目を具体的に定め、担当職員を選任する。

ウ これらについて定期的に教育・指導計画を作成し実行する。

エ 職員に対して必要な研修機会を設け実施する。

子どもたちの自立支援

11 子どもたちの自立に向けて積極的な支援を行う。

- 一人ひとりの子どもに応じた自立支援計画を作成し、計画に沿った生活指導を行う。
- ア 支援計画は子どもたちや保護者、関係機関等の意見を十分に尊重して立案する。
- イ 高学齢児の自立（精神的、社会的、経済的）生活に必要な技術や知識習得のための支援を行う。この場合職員からの一方的なかかわりを避け、子ども自身が十分に納得し積極的な気持ちで臨めるような動機づけをすることを前提とする。

- 計画の具体的な推進母体と主たる担当部署を次のように定める。
 - ア 自立推進委員会 子どもの自立促進計画の企画立案と推進。
 - イ 権利擁護委員会 子どもの権利保障にかかる事項の企画立案と推進。
 - ウ QOL推進委員会 子どもの生活内容の向上にかかる事項の企画立案と推進。
 - エ 性教育委員会 子どもの性的発達や正しい知識の体得等にかかる事項の企画立案と推進。
 - オ 行事委員会 子どもの様々な体験機会を創出するための企画立案と推進。
 - カ 地域交流委員会 子どもが地域を理解しまた地域から施設で生活する子どもが正しく理解されるようになプログラム等の企画立案と推進。

1 2 子どもたちの将来についての可能性や希望を支援する体制を整え、学習指導や進路指導を適切に行う。

- 子どもたちが発達段階に応じた将来への希望や夢を持って生活できるような創意と工夫をし、子どもたちの発達に応じた適切な学習指導を行う。
- 進路決定に際しては、本人や保護者の意向を尊重して行う。
- 進路の選択や決定に必要な情報の収集や提供及び進路開拓の努力をする。
- 進路決定に関する動機づけは、中学進級時点より開始する。
- 高校進学については原則として全員進学を目標とする。
 - ア 生活態度が著しく不調な者については慎重な検討の上判断する。
 - イ 知的障害のある者、極度に学力不振な者については特に早い段階から検討を始めるとともに、本人が十分に現状理解ができるよう指導・助言を重ねる。

これらの場合においては、どのような選択が本人の最善の利益につながるのか熟慮した上で結論を得なければならない。
- 高校卒業後の進路については、本人の学力と熱意を判断規準とし、具体的な支援態勢の是非について検討を行うこと。
 - ア 奨学金制度、住居に関する情報等、本人に必要な事柄について情報収集と整理、開拓等を担当する職員を配置する等、具体的な対策を講じる。

1 3 子どもたちの個性を育むための環境を整える。

- 子どもたちの生活感情を配慮した時間、空間、設備作りをする。
- 子どもたちの個性を伸ばすために、機会提供や職員のかかわりを積極的に行う。
 - ア 市中におけるクラブ活動や稽古事、塾等子どもの希望する内容を極力受け入れて、機会提供を積極的に行う。また、その実現のための予算措置を確保する。
 - イ 「ＱＯＬ委員会」を推進母体とし、子どもの要望の聞き取り、働きかけ等々の具体的な促進を行う。
- 子どもたちのボランティア精神を育むための機会を提供する。
 - ア 職員自身がそのことの重要性を認識できるように研修等を行う。
 - イ 子どもたちへの動機づけを積極的に行う。
 - ウ 「地域交流委員会」を推進母体とし、活動計画の企画立案と推進を行う。

1 4 子どもたちへの情報提供を積極的に行う。

- 子どもたちの社会的知識の涵養や、行事等への参加機会の拡大に積極的に取り組む。
- 子どもたちのための情報収集に積極的に取り組み、掲示等による公開を行う。
 - ア 収集した情報は整理して保管し、また必要に応じて公開する。
 - イ 「行事委員会」を推進母体とし、具体的な活動計画を企画立案し推進する。
- 子どもたちの社会的な知識を深めるための情報提供を積極的に行う。
 - ア 担当職員を決めて励行し、常に最新の情報を提供できるようにする。

1 5 退所した子どもへの支援計画を作成し、実施する。

- 計画を毎年度当初に立案し、実施報告に基づいて臨機の活動を行う。
- 退所後の子どもの状況を常に把握するために、複数の担当職員をおく。
 - ア 職務分担事項にアフターケア担当を明記し、担当職員を選任する。
 - イ 担当職員は活動の具体的な報告を定められた様式によって行う。

家庭や地域の子育て支援

1 6 保護者と子どもたちへの支援を積極的に行う。

- 保護者との信頼関係を築き、相互の協力により子どもたち自身の育つ力を伸ばす。
- 子ども・保護者・家庭の状況に応じた具体的な助言や指導、支援を行う。
- 親子関係の調整をはかりながら、家庭復帰や子どもたちの自立を支援する。
- ア 職員の支援能力を高めるための研修機会を積極的に設ける。
- イ 「研修推進委員会」が企画する年間研修計画に盛り込み、実施する。
- 職務分担事項にファミリーケースワーク担当を明記し、担当職員を選任する。
- ア 担当職員は活動の具体的な報告を定められた様式によって行う。

1 7 地域の子育て支援や子どもたちの健全育成に寄与できる施設としての計画を立案し、実施する。

- 子育て支援について具体的な対策を計画し、実施する。
- 地域の子どもの健全育成に寄与できるように具体的な対策を計画し、実施する。
- ア 「地域交流委員会」を推進母体とし、具体的な活動計画を企画する。
 - ・ 地域住民を対象とした啓発活動の企画及び実施を担当する。
 - ・ 地域の子どもと家庭を対象とした行事・イベント等の企画及び実施を担当する。
- イ 「行事委員会」、「研修推進委員会」との緊密な連携を前提として活動する。

1 8 ボランティア活動の推進に積極的に取り組む。

- ボランティアの受け入れを積極的に行う。
- ボランティアの育成教育に積極的に取り組む。
- 「地域交流委員会」を推進母体とし、具体的な活動計画を企画する。
- ア 具体的な活動計画の企画と実施を担当する。
 - ・ ボランティアの組織づくりを推進する。
 - ・ ボランティアとの定期的な交流（情報提供等を含む）による施設理解の促進。
 - ・ ボランティア間の交流にかかる企画。

1 9 子どもの福祉向上について地域社会と一体となって取り組む。

- 地域の子どもたちの健全育成活動に職員や子どもたちが積極的に参加する。
- 地域に対して「子どもに関する問題」についての啓発活動を行う。
- 具体的な推進母体を設置し、活動計画の立案と実行にあたらなければならない。
 - ア 暫定的に「地域交流委員会」の担当事項とし、専門部門設置の努力をする。
- 機関紙やホームページの内容検討を定期的実施し効果的に活用する。
 - ア 機関紙の編集委員会とホームページ担当職員の連携を深めつつ活動する。

子どもの福祉向上・推進

2 0 入所に至るまでの情報交換を十分に行う。

- 入所後の指導計画を策定するために十分な情報の収集を行う。
 - ア 入所しようとする子どもと、その家族等に関する情報を十分に把握する
 - イ 子どもが在籍している学校等、関係機関の情報内容を十分に把握する。
 - ウ こどもセンターのケースワーカーとの事前情報交換や入所後の処遇方針等についての確認を十分に行う。
- 情報収集と整理のためにフォーマットを作成する。
- 得られた情報について整理し、職員に周知しなければならない。
- 新しい入所児の受け入れ態勢を十分に整える。
 - ア 入所する子どものことを他の子どもたちに事前に紹介し、心の準備をさせる。
 - イ 生活に必要な物品の確認や準備を行う。
 - ウ 学校等への事前の説明と理解を深める。
 - エ 入所時に安心して新しい生活に入れるように、具体的な説明や励ましを行う。
- 保護者等に施設の方針を伝え、面会や外泊等のあり方について確認をする。

2 1 子どもたちの持つ課題に対応できる専門性を確保・維持する。

- 発達上の遅滞や様々な障害を持つ子どもたちや、心理的・精神的に特に配慮を要する子どもたちへのかかわりについて、専門的な社会資源を活用する。

- ア カウンセラーの配置等専門職を採用する。
- イ 嘱託医師の他、精神科医、心療内科等の専門分野との嘱託契約等を検討し実現へ向けて努力をする。
 - 職員の専門性向上のため、研修の実施等を通して常に努力をする。
 - ア 「研修委員会」が推進母体となり、積極的に実施する。
 - ・ 年間の研修計画を作成し、それに基づいて実施する。
 - ・ 研修に関する情報の収集に努め、効果的な実施を企画する。
 - イ 職員の研修意欲を増強するための工夫をする。
 - ・ S D S（自己開発制度）の導入及びその定着について特段の努力をする。
 - 職員は協議会が別途制定した〔職員の心得〕を正しく理解し、子どもたちの福祉向上のために努力しなければならない。
 - ア 常時掲示する、機会ある毎に朗唱する等、全職員への徹底化を図る工夫をする。

情報の公開、苦情解決

2.2 情報の公開を積極的に行う。

- プライバシーに配慮しつつ、施設の運営と生活に関する情報の公開を行う。
 - ア 機関紙「ぽこ・あ・ぽこ」を定期的に発刊し、施設の情報を発信する。
 - イ ホームページ「P o c o a P o c o」を定期的に更新し常に最新の情報を発信する。
 - ウ その他、随時「リーフレット」を発行して必要な情報発信を行う。

2.3 苦情解決に関する対応を適切に行う。

- 子どもたちや保護者、住民等からの苦情を解決するための体制を整える。
 - ア 職務分担事項に「苦情処理の窓口」の設置を明記し、担当職員を選任する。
 - イ 苦情の解決担当職員として施設長があたることを明記する。
 - ウ 苦情の処理・対応に関する内部検討機関として「権利擁護委員会」を充てる。
 - エ 苦情等の受け付けについて、保護者や住民に公報する。
- ホームページ「P o c o a P o c o」において苦情や意見を受け付ける。

- ア ホームページに開設した「伝言板」において広く意見や苦情等を受け付ける。
- イ ホームページに公示した二つの E - m a i l でも意見や苦情を受け付ける。
- ウ 寄せられた苦情への回答は、概ね一週間に一度幹部職員によって検討し、施設長名により行う。
- エ 特に重篤な苦情等については、理事会や兵庫県児童養護連絡協議会子育て規準推進委員会に協議し、その助言を得て対応する。
- オ 施設経営等にかかる苦情で法人が対応すべき事柄については、速やかに理事長に報告し、臨機の対処を要請する。

留意事項

規準の中の具体的推進母体が複数掲げられている場合は、その内容に応じて臨機に対応し、相互の連携を大切にする。

各委員会の活動趣旨等については別途提示する。

本規準に掲げられていないことからの具体的活動は、職務分担事項に定められた事項及び担当職員を中心として運用する。

担当部署もしくは職員が明確でない項目については、速やかに検討し対応する。

各委員会等による活動計画や報告については全て記録して、職員一同がその内容を共有できるようにする。

ホームページのアドレス (URL)

<http://www.kodomono-ie.org>

E - m a i l

info@kodomono-ie.org

najima@kodomono-ie.org